

○国家公安委員会規則第十四号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）
第十条第三項本文の規定に基づき、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年五月二十日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成二十八年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後

欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(施設管理者等の通報の方法)

第三条 法第十条第二項第一号又は第二号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者(以下「操縦者」という。)のうち対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者(以下「施設管理者等」という。)
()が行う同条第三項本文の規定による通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第一号の通報書を、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署長(当該対象施設周辺地域が同一の都道府県公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長。以下「所轄警察署長」という。)を経由して、当該対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会(当該対象施設周辺地域が法第二項第一号ホに掲げる対象施設に係るものである場合には、東京都公安委員会及び皇宮警察本部長。以下「公安委員会等」という。)に提出して行うものとする。

「一六 略」

七 小型無人機等の飛行に係る機器の登録記号(航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第三百二十二条の四第三項の規定により通知された登録記号をいう。)

〔2 略〕

(公務操縦者の通報の方法)

第四条 法第十条第二項第三号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうと

改正前

(施設管理者等の通報の方法)

第三条 法第十条第二項第一号又は第二号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者(以下「操縦者」という。)のうち対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者(以下「施設管理者等」という。)
()が行う同条第三項本文の規定による通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式第一号の通報書を、当該小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域を管轄する警察署長(当該対象施設周辺地域が同一の都道府県公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの所轄警察署長。以下「所轄警察署長」という。)を経由して、当該対象施設周辺地域を管轄する都道府県公安委員会(当該対象施設周辺地域が法第二項第一号ホに掲げる対象施設に係るものである場合には、東京都公安委員会及び皇宮警察本部長。以下「公安委員会等」という。)に提出して行うものとする。

「一六 同上」

「号を加える。」

〔2 同上〕

(公務操縦者の通報の方法)

第四条 法第十条第二項第三号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうと

する者（以下「公務操縦者」という。）が行う同条第三項本文の規定による通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次の各号に掲げる書類を、所轄警察署長を経由して、公安委員会等に提出して行うものとする。

一 前条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第七号に掲げる事項並びに次に掲げる事項を記載した別記様式第二号の通報書

「イ〜ハ 略」

〔二 略〕

（小型無人機等の飛行に係る機器の写真の添付）

第五条 前二条の規定により書類を提出する場合には、当該通報に係る小型無人機等の飛行に係る機器の写真を添付しなければならない。ただし、当該小型無人機等に航空法第百三十二条の五第一項の規定により登録記号が表示されているときは、この限りでない。

する者（以下「公務操縦者」という。）が行う同条第三項本文の規定による通報は、小型無人機等の飛行を開始する時間の四十八時間前までに、次の各号に掲げる書類を、所轄警察署長を経由して、公安委員会等に提出して行うものとする。

一 前条第一項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに次に掲げる事項を記載した別記様式第二号の通報書

「イ〜ハ 同上」

〔二 同上〕

（小型無人機等の飛行に係る機器の提示等）

第五条 前二条の規定により書類を提出する場合には、当該通報に係る小型無人機等の飛行に係る機器を所轄警察署長に提示しなければならない。ただし、提示することが困難な場合においては、当該機器の写真を提出することで足りる。

機器の種類			
機器の特徴			
製造者	名称	製造番号	
色	大きさ	積載物	
その他の特徴			
備考			

- 備考1 法第2条第1項第1号ホに掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を記載すること。
- 2 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 3 操縦者欄には、法第10条第2項第1号又は第2号に掲げる小型無人機等の飛行を行うおとする者を記載すること。
- 4 操縦者の勤務先欄には、操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行うおとする場合にのみ記載すること。
- 5 同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄には、操縦者が対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意を得た者である場合にのみ記載すること。
- 6 同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 7 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は第2条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 8 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他のいかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 9 登録記号欄には、航空法第132条の5第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。
- 10 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第一号（第3条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項本文の規定により通報します。

年 月 日
公安委員会 殿
操縦者
氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的		
小型無人機等の飛行に係る区域		
操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号	
操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号	
同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者	氏名 住所 電話番号	

機器の種類			
機器の特徴			
製造者	名称	製造番号	
色	大きさ	積載物	
その他の特徴			
備考			

- 備考1 法第2条第1項第1号ホに掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を記載すること。
- 2 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 3 操縦者欄には、法第10条第2項第1号又は第2号に掲げる小型無人機等の飛行を行うおとする者を記載すること。
- 4 操縦者の勤務先欄には、操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行うおとする場合にのみ記載すること。
- 5 同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄には、操縦者が対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意を得た者である場合にのみ記載すること。
- 6 同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 7 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は第2条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 8 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他のいかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 9 登録記号欄には、航空法第132条の5第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。
- 10 不要の欄は、斜線で消すこと。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第一号（第3条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項本文の規定により通報します。

年 月 日
公安委員会 殿
操縦者
氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的		
小型無人機等の飛行に係る区域		
操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号	
操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号	
同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者	氏名 住所 電話番号	

機器の種類			
機器の特徴			
製造者	名 称	製造番号	
色	大 小	積 載 物	
積 載 物			
その他の特徴			
備 考			

- 備考1 法第2条第1項第1号に掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を記載すること。
- 2 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 3 公務操縦者欄には、法第10条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行うおとうとする者を記載すること。
- 4 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 5 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は第2条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他のいかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 7 登録記号欄には、航空法第132条の5第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。
- 8 不要の欄は斜線で消すこと。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第二号（第4条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項本文の規定により通報します。

年 月 日

公安委員会 殿

公務操縦者
氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
小型無人機等の飛行を行う目的			
小型無人機等の飛行に係る区域			
公務操縦者	氏 名	生年月日	住 所
			電話番号
公務操縦者の勤務先	名 称	所 在 地	電話番号
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	名 称	所 在 地	電話番号

機器の種類			
機器の特徴			
製造者	名 称	製造番号	
色	大 小	積 載 物	
積 載 物			
その他の特徴			
備 考			

- 備考1 法第2条第1項第1号に掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を記載すること。
- 2 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 3 公務操縦者欄には、法第10条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行うおとうとする者を記載すること。
- 4 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 5 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は第2条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他のいかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 7 不要の欄は斜線で消すこと。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第二号（第4条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項本文の規定により通報します。

年 月 日

公安委員会 殿

公務操縦者
氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで		
小型無人機等の飛行を行う目的			
小型無人機等の飛行に係る区域			
公務操縦者	氏 名	生年月日	住 所
			電話番号
公務操縦者の勤務先	名 称	所 在 地	電話番号
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	名 称	所 在 地	電話番号

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十一号）の施行の日（令和四年六月二十日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行の日（以下この条において「施行日」という。）から航空法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十五号）第二条の規定の施行の日の前日までの間は、この規則による改正後の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（以下この条において「新規則」という。）第三条第一項第七号中「~~第百三十二条~~の四第三項」とあるのは「~~第百三十一条~~の六第三項」と、新規則第五条ただし書中「~~第百三十二条~~の五第一項」とあるのは「~~第百三十一条~~の七第一項」とする。この場合において、新規則別記様式第一号及び別記様式第二号中「~~第132条~~の5第1項」とあるのは「~~第131条~~の7第1項」とする。

2 施行日以後に行われる小型無人機等の飛行について施行日前にこの規則による改正前の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（次項において「旧規則」という。

）第三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第四条の規定により行われた書類の提出は、当該小型無人機等の飛行についてそれぞれ新規則第三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）又は第四条の規定により行われた書類の提出とみなす。

3 施行日以後に行われる小型無人機等の飛行について施行日前に旧規則第五条本文の規定により行われた機器の提示及び同条ただし書の規定により行われた写真の提出は、当該小型無人機等の飛行について新規則第五条本文の規定により行われた写真の添付とみなす。